

2023年5月19日（金）

消費者スマイル基金ニュース（第54号）

●「孤独・孤立に起因する消費者被害の防止のための啓発事業」報告

当基金では、消費者庁より「孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業」を受託し実施してまいりました。

この事業は、悪質な事業者のターゲットになりやすい、孤独・孤立した消費者の被害防止の観点から、①適格消費者団体がNPO等の孤独・孤立支援団体と連携してオンライン相談会を実施し、関連の消費者被害の把握、消費者被害防止に向けた啓発の促進を図る。②孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催し、被害事例や支援策の周知を行うというものでした。

【オンライン相談会の概要】

1. 実施期間と時間帯

第一日程 2022年12月10日（土）～12月14日（水）

第二日程 2023年 1月14日（土）～ 1月18日（水）

時間帯 土・日 13時～20時（7時間）

月～水 16時～20時（4時間）

2. 相談を受け付けるツール

- (1) 電子メール、LINEトーク及び電話
- (2) 上記で受け付けた後、必要に応じ、WEBEXもしくは電話に移行

3. 相談受付体制

- (1) 主に相談に対応する者（4名）
消費生活相談員等の資格を有し、消費者行政での相談員経験を1年以上有する者
- (2) 相談対応者の後方支援をする者
 - ①法律専門家（弁護士）（1名）
 - ②孤独・孤立問題に取り組むNPO等から相談の経験者等（12月のみ1名）

4. 会場

主婦会館プラザエフ5階 会議室（東京都千代田区六番町15）

5. 相談件数等

LINE88件、メール11件、電話51件 合計150件

6. 事例

- 出会い系で知り合った者から勧誘を受け、ネット通販に出品したけれど事前の説明と違い、先行費用ばかりかかり、実際に売れたかどうかもわからない
- ネット通販で1回限りと思って契約したら、定期購入だった。一人暮らしで誰にも相談できない。
- 定期購入縛りが無いファンデーションを申し込んだが3回目の商品が来た。解約電話もメールも繋がらない。一人暮らしで誰に相談できる人がいない。

【孤独・孤立と消費者被害シンポジウム 実施報告】

1.開催趣旨

孤独を感じ孤立の状態にある場合、身近な者に相談できない、適切な相談先が分からない等の事情から消費者被害にあいやすく、解決が困難な状況にある例も多いと思われます。

相談事例等からこのような状況を共有し、

(1) 消費者のみなさんへ事例をご紹介し注意を呼びかけます。

(2) 孤独・孤立の問題に取り組む行政・民間の方々と、消費者問題にとりくむ行政・民間の方々の連携について考えます。

2.参加対象者

(1) 一般消費者（孤独を感じ孤立の状態にある方含む）

(2) 孤独・孤立対策に取り組む行政及びNPO等の関係者

(3) 消費者問題に取り組む行政及び消費者団体等の関係者

3.日時 2023年3月25日（土）13時30分～16時30分

4.主催 消費者庁 / 受託者 特定非営利活動法人消費者スマイル基金

5.実施方法 ZOOM ウェビナーによるオンライン方式で開催（参加無料）

6.参加者 187名（一般参加者170名、登壇者・主催者17名）

7.参加者アンケート

参加者の評価は高く、「複合的な課題によって生じている相談が増えてきている現実を直視し、様々な立場の人や団体等と連携や協働を組織的に構築する時期にきていると思った。」「消費者被害防止についても、被害者の年代や状況を深く理解して、より細やかな対応が必要になっていると感じる。なんでも自分で解決できる人を標準とせず、取り残されがちな人達へ手を差し伸べられる仕組み作りが必要だと改めて痛感した。」といった感想がよせられました。

8.プログラムと当日の概要

下記の消費者スマイル基金 WEB サイトをご覧ください。（5月18日以降掲示予定）

<https://www.smile-fund.jp/symposium/>

●第12回助成事業募集のお知らせ（6/26 締切）

12月1日から、第12回助成事業の募集を開始しました。第10回から、より多くの団体の皆様の活動を支援するために、「適格消費者団体が裁判外の差止請求について公表した場合の差止請求関係業務」に対し助成することを追加しております。



第12回助成事業の詳細については、下記消費者スマイル基金のホームページをご覧ください。

会員団体の皆様におかれましても、消費生活相談又は消費者への情報提供等行っている非営利法人は、助成申請が可能ですので、ご検討ください。

【対象期間】 2022年12月1日～2023年6月17日

申請期限 6月26日（月）

詳しくこちらから <https://www.smile-fund.jp/subsidy/>

●定款変更のお知らせ

消費者団体訴訟制度支援法人の認定を目指して、同法人の行う支援業務を明示した定款に改定することを、昨年10月の第6回通常総会で議決いただいております。その後、東京都に認証申請を行ってありましたところ、2023年3月17日付で認証を受け、同年同月20日に認証書を受領、4月3日に定款変更登記が完了しましたのでご報告いたします。

改定定款は、当基金ウェブサイトに掲示しております。

<https://www.smile-fund.jp/about/pdf/teikan.pdf>

新旧対照表は別紙1のとおりです。

●新規加入の賛助団体会員のご紹介

- ・一般財団法人 未来 2016（※2022年5月9日理事会にて承認）
寄付文化の振興を目的に社会活動団体・者への助成、寄付の受け入れなどを行っています。
- ・株式会社デトリタス（※2023年1月20日理事会にて承認）
コンピュータのソフトウェア及びハードウェアの企画・研究・開発に関するコンサルティング業務などを行っています。
- ・サラヤ株式会社（※2023年5月10日理事会にて承認）
家庭をはじめ、工場、オフィス、食品衛生、医療現場にて感染予防のための衛生商品とサニタイズをお届けされています。



●寄付のお願い

認定NPO法人消費者スマイル基金は、設立6年目を迎えました。2022年4月末現在は、個人正会員75名、団体正会員22団体、賛助団体会員53団体、寄付金累計総額11,326,857円となりました。改めましてご支援をいただきました皆様に感謝申し上げます。

引き続き（特定）適格消費者団体及び適格認定をめざす等への支援の為、ご寄付をお願いいたします。

寄付受付中！ 会員の方は入金の際、上記メールアドレスへご一報お願いします。

寄付口座もこちら 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担をお願いします。

三菱UFJ銀行 麹町支店(616) 普通 0311226 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

ゆうちょ銀行 019（せかい銀行）店 当座 0587920 口座名 特定非営利活動法人 消費者スマイル基金

詳細はこちら <https://www.smile-fund.jp/donation/>

【連絡先】認定NPO法人 消費者スマイル基金 事務局

TEL 03-5216-7767 FAX 03-5216-6036

e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>

